

勾留請求却下に伴う  
事務処理マニュアル

平成28年3月改訂  
八日市場刑事係

## 1 はじめに

裁判官から勾留請求を却下する予定がある旨の連絡を受けた場合は、次の手順で処理を行ってください。

## 2 決定起案前の準備

### (1) 裁判官の指示

勾留質問の

### (2) [ ] 準備

勾留請求を却下する場合は、

また、稀に身柄引受人を呼んで身柄引受書を提出させることがあるが、身柄引受人の所在や交通手段等を考慮する必要があるので、必要性については、裁判官に確認してください。

### (3) 勾留質問

勾留質問時の手続は、通常の場合と同様です。

その後、準抗告申立てがなされ、原裁判が取り消された場合を想定し、勾留通知先や被疑者国選請求の意向については、通常どおり聴取してください。

### (4) 勾留請求却下決定の起案及び決裁

勾留請求書に却下決定のゴム印を押して決定書とします。

ゴム印は、[ ] 保管されているので、「八日市場簡易裁判所」名義の却下用ゴム印を利用する。

却下の理由は、「必要性なし」とすることが多いが、事案によるので

裁判官に確認する。

(5) 全ての手続が終了したら、勾留請求書に勾留質問調書を添付し、事件  
関係送付一覧表により検察庁に送付する。

本件請求を却下する  
理由 必要性なし  
平成28年2月29日  
八日市場簡易裁判所  
裁判官 草太郎(印)

## 勾 留 請 求 書

平成28年2月29日